

補装具業者受領委任払い合意書

令和 年 月 日

柏 市 長 あて

所 在 地

事業者名称

代表者氏名・印



障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第７６条第１項の補装具費について、別記の事項を遵守し、柏市から補装具費を代理受領することに合意します。

記

フリガナ				
事業所名称				
フリガナ				
代表者の氏名				
事業所の所在地	(〒 -)			
連絡先	電話番号		FAX 番号	
振込先 (債権者登録の有無)	債権者登録 有・無			
	振込先： 銀行 支店 預金種別 普通 ・ 当座 振込口座番号 フリガナ 名義人			

裏面あり

別記

（代理受領の条件）

- 1 補装具費の代理受領は、補装具費支給対象障害者等から受領の権限を委任された場合に限り行うこと。
- 2 代理受領の受任及び補装具費の請求は、「代理受領に係る補装具費支払請求書兼委任状」により行うこと。

（領収書の発行について）

補装具事業者は、補装具の引渡しの際には、補装具費支給対象障害者等から利用者負担額についての支払いを受け、領収書を発行すること。ただし、利用者負担額が 0 円と認定された補装具費支給対象障害者等については、領収書の発行を要しない。

（補装具引き渡し後の改善）

- 1 補装具の引き渡し後、身体障害者更生相談所等の行った適合判定・検査によって、事業者の責任に帰すべきものと認められる箇所を発見した場合、事業者が改善すること。
- 2 補装具の引き渡し後、災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的又は病理的变化により生じた不適合、目的外使用若しくは取扱不良等のために生じた破損又は不適合を除き、引渡し後9ヵ月以内に生じた破損又は不適合は、事業者の負担においてこれを改善すること。

ただし、修理基準に定める調整若しくは小部品の交換又は修理のうち軽微なものについて、事業者の責任において改善するものは、修理後3ヵ月以内に生じた不適合等（上記災害等により免責となる事由を除く。）であること。